

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途について

消費税(国・地方)の引き上げに伴い、引き上げ分の地方消費税交付金についてはその使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

(平成26年4月:5%から8%、令和元年10月:8%から10%)

川場村の令和3年度当初予算における充当状況は次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 543,714 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	村債	その他	地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉事業	104,168	61,335	0	741	10,620	31,472
	老人福祉事業	25,163	877	0	1,660	5,709	16,917
	児童福祉事業	192,377	130,055	0	5,820	14,256	42,246
社会保険	国民健康保険事業	28,738	15,329	0	0	3,383	10,026
	介護保険事業	74,298	2,758	0	0	18,051	53,489
	後期高齢者医療保険事業	57,849	5,868	0	0	13,116	38,865
保健衛生	保健衛生事業	61,121	30,411	0	3,500	6,865	20,345
合 計		543,714	246,633	0	11,721	72,000	213,360

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業の一般財源の比率に応じて按分して充当しています。